

備前市人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況 (H24.4.2～H25.4.1)

区分	採用	退職	計
一般行政職	14	20	△ 6
技能労務職	2	5	△ 3
福祉職	2	2	0
医師	2	2	0
医療技術職	12	7	5
看護・保健職	7	5	2
教育職	4	3	1
合計	43	44	△ 1

※採用には、岡山県教育委員会、岡山県警察本部、東備消防組合からの異動等を含む。

(2) 部門別職員数の状況

区 分 部 門	職 員 数 (人)				対 前 年 増 減 数 (人)				
	平22	平23	平24	平25	平22	平23	平24	平25	
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	5	5			△ 1	
	総 務	83	79	77	79	△ 2	△ 4	△ 2	2
	税 務	23	21	22	21	2	△ 2	1	△ 1
	民 生	93	93	92	90	2		△ 1	△ 2
	衛 生	49	48	48	51	△ 2	△ 1		3
	労 働	0	0	0	0				
	農 水	16	15	13	13	△ 1	△ 1	△ 2	
	商 工	7	7	5	5			△ 2	
	土 木	24	24	22	21	△ 4		△ 2	△ 1
小 計	301	293	284	285	△ 5	△ 8	△ 9	1	
教 育	88	86	82	79	△ 2	△ 2	△ 4	△ 3	
普通会計計	389	379	366	364	△ 7	△ 10	△ 13	△ 2	
公 部 営 企 業 等	病 院	244	244	250	255	2		6	5
	水 道	20	19	19	18	△ 1	△ 1		△ 1
	下 水 道	15	14	14	13	△ 1	△ 1		△ 1
	そ の 他	33	33	31	29		0	△ 2	△ 2
小 計	312	310	314	315	0	△ 2	4	1	
合 計	701	689	680	679	△ 7	△ 12	△ 9	△ 1	

(3) 定員適正化計画の目標

- ・全ての職員を対象に、行政部門、企業等部門別にそれぞれ削減に努めるものです。
- ・数値目標は、合併協議会における職員削減計画に基づき数値目標を設定しています。
- ・合併直後の平成17年4月1日の職員数762人を基準とし、9年間で77人(△10.1%)の削減により平成26年4月1日における職員数を685人以内とすることを数値目標としています。
- ・計画に対して実人員の状況は、平成25年4月1日現在で699人に対して679人(△20人)となっています。

【年次別推進目標】

(単位：人、%)

区分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	合計	増減率
退職予定者		△ 28	△ 5	△ 13	△ 18	△ 24	△ 31	△ 23	△ 24	△ 29	△ 195	
採用予定者		32	2	5	11	9	17	14	13	15	118	
職員数	762	766	763	755	748	733	719	710	699	685	△ 77	△ 10.1
行政部門	461	447	444	437	430	417	403	394	383	369	△ 92	△ 20.0
企業等部門	301	319	319	318	318	316	316	316	316	316	15	5.0
病院	232	251	251	251	251	251	251	251	251	251	19	8.2
水道	28	27	27	26	26	26	26	26	26	26	△ 2	△ 7.1
下水道	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	△ 1	△ 5.6
その他	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	△ 1	△ 4.3

2. 職員の給与の状況

備前市の給与・定員管理等(平成25年9月公表)を参照ください。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成25年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分	H19.4.1廃止

※職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況(平成25年4月1日現在)

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

○年次有給休暇

暦年に20日付与します。年の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○一般職員の平均取得日数

平成24年中の平均取得日数	平成23年中の平均取得日数	平成22年中の平均取得日数
8.0日	7.7日	7.0日

○病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間

○特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める日又は時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	同上
結婚の場合	職員が結婚するときは5日、1親等の親族が結婚するときは、2日、2親等の親族が結婚するときは、1日を超えない範囲内で市長の定める期間内におけるその都度必要と認める日又は時間
8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

事 由	期 間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の必要と認める時間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)
職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合	市長が定める期間内における2日を超えない範囲内で必要と認める日
小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護又は要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	その都度必要と認める時間
生理日の就業が著しく困難な女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内において必要な日又は時間
職員の親族が死亡した場合	親族に応じた連続する日数の範囲内の期間
父母及び配偶者の法要の場合	1日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認める日又は時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める日又は時間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める日又は時間
市行政の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	必要と認める日又は時間
地方公務員法第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合	その計画実施に伴い必要と認める日又は時間
その他任命権者が必要と認める場合	必要と認める日又は時間

○介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成24年度)

(1)分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0	0	0	0	0

(2)懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0	0	2	5	7

5. 職員の服務状況

○職員に対して以下の通知を行い服務に関する意識の向上を図った。

通知・通達日	通 知 名
H24.4.1	職員の服務義務遵守及び綱紀の保持について(通達)
H24.5.1	時間外勤務の縮減について(通達)
H24.5.1	夏期における無上着、ノーネクタイ運動の実施について
H24.6.1	夏季休暇の実施について(通知)
H24.10.1	県知事選における職員の服務規律の確保について
H24.12.3	年末年始における綱紀の保持について(通達)
H24.12.3	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

○階層別研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	8	3	4/9.10.11
新規採用職員研修(後期)	新規採用職員	9	2	11/15.16・20.21
初級研修	採用3年目の職員	6	2	8/2.3・20.21・11/7.8
中級研修	採用7年目の職員	1	2	9/25.26・10/18.19
上級研修	採用10年目の職員	11	2	9/20.21外3回
新任係長級研修	新任係長級職員	6	1	7/31・8/1
新任係長研修(第I部)	新任係長職員	8	1	4/26
新任係長研修(第II部)	新任係長職員	8	2	7/3.4・8/7.8
新任課長補佐研修	新任課長補佐級職員	8	2	7/19.20外2回
新任課長級研修	新任課長級職員	8	2	5/22.23
新任課長研修①②	新任課長職員	2	2	5/8・7/11
現任課長研修	現任課長	1	1	10/30・31
新任部長級研修	新任部長級職員	4	1	4/20

○専門・特別研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
政策形成			10/11.12.11/2
自治体政策法務(超入門)研修			1/16
自治体政策法務研修	1		7/9.10
リーガルコミュニケーション			11/9
法制執務(基礎)	4		7/12.13
OJT推進者養成研修			10/22.23
プレゼンテーション研修	1		6/26.27
人材育成研修	4		4/24
メンタルヘルス研修	2		10/16
こころを掴む対人能力向上研修			5/16・7/25
クレーム対応研修	6		7/26.27・8/23.24
ファシリテーション研修	2		9/28・10/26
市町村税徴収事務	3		4/12
住民税課税事務	5		7/5.6
固定資産税課税事務	1		6/5.6
問題解決スキル	5		9/27・10/17
地方自治法・地方公務員法			1/17.18
地方公務員のための民事法研修			8/28.29
文書力向上研修			1/8.9・1/10.11
税外徴収事務	7		5/30
行政法			9/6.7
セルフマネジメント	1		6/13・9/4

○専門・特別研修

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
れじょんセミナー	2	1	10/29
女性職員のための輝きセミナー	6	1	11/22
人事評価セミナー	4	1	10/15
環境セミナー	8	1	11/27

○東備西播定住自立圏共生ビジョンに基づく「圏域内の職員等の交流」

研 修 名	受講者数(人)	研修場所	研修時間数	研修開催日
◎職員研修事業				
職員研修事業(先進地視察)	2	丸亀市四万十市	1.5hr×2回	1/18.19
先進地視察報告会	6	上郡町役場	1.5hr	2/2
◎職員研修参加交流事業				
人事労務担当職員研修会	2	上郡町役場	4hr	8/24.25
公務員倫理研修	2	赤穂市役所	4hr	8/24.25
自殺対策ゲートキーパー研修	5	赤穂市役所	1.5hr	10/5

○市単独研修等

研 修 名	対象職員	受講者数(人)	研修時間数	研修開催日
◎研修				
新規採用職員研修	新規採用職員	7	4hr×2日	4/3.4
職場の業務改善力向上研修	係長職	29	7hr	7/11.12
タイムマネジメント研修	係長職	28	7hr	5/23
コーチング研修	係長級職員ほか	85	3hr×4回	5/30.31
職員人権問題研修	全職員	433	1.5hr×2回	8/21.29
個人情報・文書管理等取扱研修	補佐級以下の職員	143	1.5hr×3回	9/27.28
提言力向上研修	係長職	15	7hr	10/12
公務員倫理研修	主任級以下の職員	56	1.5hr×2回	10/24
面接トレーニング研修	任用委員会	15	2.5hr	10/28
女性リーダー養成研修	係長級の女性職員	36	7hr	11/13
勤務評定者研修	係長以上	211	3hr×4回	1/22.23
メンタルヘルス研修	課長級以上	42	3hr×2回	1/30.31
人事評価(被評定者)研修	同制度遂行者	86	3hr×4回	2/27.28

○専門技術研修(岡山県建設技術センター)

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
災害復旧事業(初級)	3	2	4/26.27
道路事業(基礎)	1	2	5/1.2
土木工事の施工管理【監督編】(初級)	2	2	5/14.15
用地・前期	1	3	5/16.17.18
河川行政(初級講座)	1	1	5/25
土木事業全般と工事の計画と設計	2	3	5/28.29.30
土砂災害に関する気象情報とソフト対策	1	1	6/8
建築行政(初級)	2	1	6/12
農地等災害復旧事務処理システム	2	1	6/13
用地・後期	2	3	6/13.14.15
請負契約実務(初級)	1	1	6/20
都市計画全般(基礎)	1	1	7/6
土木工事発注者(上級)	1	1	7/13
都市施設整備(上級)	1	1	7/20
道路事業(初級)	1	2	7/24.25
河川構造物設計(上級)	1	1	7/31
橋梁の耐震対策(上級)	1	1	8/10

○自治大学校

研 修 名	対象職員	受講者数(人)	研修日数(日)
-------	------	---------	---------

--	--	--	--

○市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

研 修 名	対 象 職 員	受 講 者 数(人)	研 修 日 数(日)

○全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)

研 修 名	対 象 職 員	受 講 者 数(人)	研 修 日 数(日)
地方公営企業経営の基本	公営企業担当職員	1	3
自治体公文書管理	文書管理担当職員	1	3
事例で学ぶ自治体経営	まちづくり担当職員	1	5
自治体職員のための財務会計の基本基礎から学ぶ公会計簿記	公営企業担当職員	1	4

(2)勤務成績の評定の状況

実施時期	評 定 方 法
2月1日	・成績、能力、姿勢の14効果要素に基づき、評価の偏りを防ぐため、2段階評定による能力成績主義評定を行っています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断を実施しています。

○健康診断等受診状況

受診項目	受診者数(延人数:人)
一般健康診断(一式)	202
心電図検査	188
血液検査(一式)	191
胃部間接撮影	18
保健指導	0

○福利厚生事業の状況

・勤務場所等により、岡山市町村職員共済組合、岡山市町村職員総合事務組合、公立学校共済組合、教職員互助組合に加入し、社会保障制度、福利厚生事業が組合を通じて行われています。

(2)公務災害の発生状況 (単位:件)

公務災害 発生件数(件)	通勤災害 発生件数(件)	合計(件)
9	3	12

(3)公平委員会の業務の状況

・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、備前市は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託しています。

○勤務条件に関する措置の要求状況

・該当なし

○不当利益処分に関する不服申立の状況

・該当なし